

令和5年12月14日

京丹後市議会

議長 谷津 伸幸 様

議会改革特別委員会

委員長 松本 聖司

### 議会改革特別委員会最終報告書

議会改革特別委員会における調査検討の最終結果について、会議規則第107条の規定に基づき、下記のとおり報告する。

#### 記

#### 1 調査事件

京丹後市議会基本条例、京丹後市議会政務活動費の交付に関する条例及び京丹後市議会議員定数条例について趣旨・目的が達成されているかどうか検証し、議会の改革に関する調査・検討。

#### 2 議会改革の目的と中間報告後の調査検討項目の協議及び決定方法について

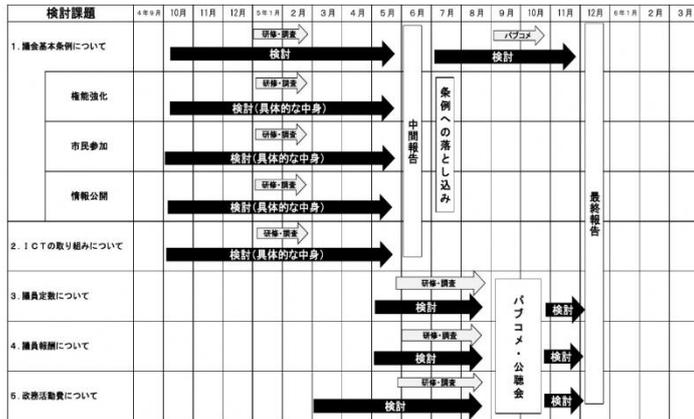
最初に、地方自治体における議会改革の継続的な必要性について触れたい。憲法第92条は「地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基いて、法律でこれを定める。」地方自治の原則を示している。なお、ここでいう地方自治の本旨とは、法律をもってしても侵害できない地方自治の核心部分を指すとされ、具体的には住民自治及び団体自治を指すとされる。住民自治とは、「地方自治はその地域社会の住民の意思によって行われるべき」という概念である。団体自治とは、「地方自治は国（中央政府）から独立した地域社会自らの団体（組織・機関）によって行われるべき」という概念である。このことを地方自治法の第1条の2において、「地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとする。」と記している。

そこで、京丹後市議会は平成19年12月議会において京丹後市議会基本条例を制定し、議会の機能強化、市民の議会活動への参加及び議会活動における情報の「見える化」に取り組んできた。議会基本条例の第1条には、「この条例は、二元代表制のもとに住民自治を推進することを原則とした、自主自立の分権時代にふさわしい市民に身近な議会及び議員の活動の活性化と充実のために必要な議会運営の基本事項を定めることにより、市民が安心

して生活できる豊かなまちづくりの実現に寄与することを目的とする。」と定めている。よって、合併以来5期20年の歩みの中で、継続的にその時々が必要と思われる議会改革に取り組んできたところである。今回の議会改革の取り組みは、来期の議会活動の在り方を見据えての検討であり、令和6年5月以降の議会活動に変革をもたらすと考える。

具体的な調査検討項目については、右側表の議会改革特別委員会工程表（図表1）に示しているが、1.議会基本条例 2.ICTの取り組み 3.議員定数 4.議員報酬 5.政務活動費の5項目について具体的な調査・検討を実施した。令和5年6月の中間報告では、議会基本条例を機能強化、市民参加、情報公開の3つの視点で見直しを実施し具体的な取り組みを示した。一部については最終報告で示すことになったが、中間報告の内容を①前倒し実施 ②来期に向けて実施 ③今期でさらなる検討に分類し、下記表（図表2）として示す。

議会改革特別委員会工程表 図表1



一部については最終報告で示すことになったが、中間報告の内容を①前倒し実施 ②来期に向けて実施 ③今期でさらなる検討に分類し、下記表（図表2）として示す。

議会改革特別委員会 中間報告までの事案整理 図表2

前倒しして実施したもの	来期に向けて実施していくもの	今期さらなる検討を要するもの
<ul style="list-style-type: none"> <li>▼傍聴規則第8条第3号「飲食又は喫煙をしないこと。」とあるが、飲食のあとに（水又は茶の飲用を除く）を追加。</li> <li>▼本会議及び委員会における傍聴者の名前記載を個別方式とし、ボックス投入する方式とする。</li> <li>▼予算決算委員会の分科会における審査内容については、当該内容が委員会において分科会座長の報告後にタブレット端末に要約会議録を掲載する。</li> <li>▼一般質問の新聞チラシに、各議員の通告書にアクセスできるQRコードを載せる。</li> <li>▼各委員会開催日程、レジメ及び関係資料については委員会開催前日の開庁日の午後5時までには議会トップページに掲載することを原則とする（執行部との協議の後直ちに実施する）。</li> <li>▼議会だよりに議員個別の一般質問の要約原稿のところにQRコードを載せ、インターネットの市議会の録画動画配信にアクセスできるように議会広報編集委員会で検討を求める。</li> <li>▼タブレット端末に係るスキルアップ研修会を早急に求めたい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▼子ども、乳幼児連の参加者等が、本会議場で傍聴できない場合を想定し、3階フロアにモニター設置を求める。</li> <li>▼議会トップページからワンクリックで「わたしの提案・意見箱」に入れるようにする。</li> <li>▼第11条 議員間討議の拡大について <ul style="list-style-type: none"> <li>・執行部からの予算以外の重大議案において、なおかつ議会内の意見が大きく分かれるものについては、付託審査の途中及び終了後において、本会議で採決するまでの間で議員全員協議会において議員間討議を行う。</li> <li>・予算提案における重大議案において、なおかつ議会内の意見が大きく分かれるものについては、付託審査の途中及び終了後において、本会議で採決するまでの間で予算決算常任委員会において議員間討議を行う。</li> <li>・委員会、会派及び議員からの政策提案について、なおかつ議会内の意見合意がなされていないものについては、政策討論会議において議員間討議を行う。</li> <li>・委員会が執行部等に対する政策提案をするために、長期にわたる所管事務調査を実施する時、調査検討項目等を決定する過程においても委員会内において議員間討議を実施する。</li> </ul> </li> <li>▼政策討論会議に関する規定の第5条の第4項を第5項に改め、新たな第4項に常任委員会の委員長を提案者とする文言を追加する。</li> <li>▼3常任委員会は、議会改選後及び2年後の議会役職等の改選後において、住民福祉の増進のために、直ちに執行部に対しての政策提案のための協議を開始する。</li> <li>▼議長に対し、来期の議選の監査委員の是非を判断するために、試行としての議選監査委員の報告会を求めた。</li> <li>▼3常任委員会の同時開催時においても動画配信ができる設備導入を求めることを確認し、庁舎整備等特別委員会から執行部へ伝達済み。</li> <li>▼市議会におけるBCP（業務継続計画）は必要だが、本委員会で協議せず今後の議会での検討課題とする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▼3条の表現「男女共同参画社会等の理念・・・」を条例への落とし込み段階において最終決定する。</li> <li>▼10条関係 問題提起に係る逐条解説については、試案を基に再協議する。</li> <li>▼3常任委員会がおこなう執行部に対しての政策提案に対する具体的な取り組みについては、本特別委員会の期間内において今後決定する。</li> <li>▼議会基本条例に議会BCPに係る表記をするか今後検討する。</li> <li>▼第6条関係子ども議会等に関して、基本条例への表記については今後検討する。</li> <li>▼委員会等のオンライン開催は、他自治体の書面調査及び視察を検討し調査を深める。</li> </ul>

議会改革特別委員会工程表（図表1）において示されている調査・研修については、8月8日・9日と静岡県掛川市議会及び神奈川県茅ヶ崎市議会を視察した。そこで常任委員会の

政策提言に係る委員会の活動の在り方については、議会改革の大切な視点として、本市議会の来期に向けた取り組みとして反映できた。また、パブリックコメントについては、工程表に示していたが、3.議員定数、4.議員報酬、5.政務活動費（運用面の変更有）について条例変更をしないとの検討結果となり未実施となった。しかしながら、8月22日に市民を対象とした「議会改革シンポジウム」を実施し、市民の議会改革に対する認識についての把握にも努めた。

調査検討項目における結論の導き方について、1.議会改革基本条例 2.ICTの取り組みについては、議員間協議のうえで全会一致を旨として結論を導いた。例外として議会基本条例の第3条における文書表現について採決を行った。一方、3.議員定数、4.議員報酬 5.政務活動費の運用については、協議を重ねたが一致点を見出すことができず、委員会において採決を用いて最終決定とした。

### 3 調査検討内容及び決定

#### (1) 議会基本条例について

##### ①前文等における議会 BCP（業務継続計画）に係る表現の必要性について（機能強化）

災害発生時における議会及び議員の対応要領はできているが、大規模災害時における議会の事業継続性には課題がある。来期の議会における検討とすべきとの意見もあった。

●現時点において議会 BCP についての表記は不要。

##### ②第2条 議会の活動原則（機能強化）

3 常任委員会における政策提言に係る年間計画について合意を得た。よって、議会の活動原則の第2条第2項を2つの項に分割するための議会基本条例の改正を実施する。具体的には議会基本条例の改正案（資料1 末尾に掲載）に示す。

●「2 議会は、積極的な政策提言及び政策立案に努めるものとする」

●「3 議会は、市民の多様な意見を把握して市政に反映させるために、市民参加の機会拡充を図り、市民とともにまちづくりの活動に取り組むものとする」に改める。

##### ③第3条 議会の環境整備（機能強化）

第3条の冒頭の表現である「議会は、男女共同参画社会等の理念に則り、多様な議員が・・・」の下線部の表現がなくても多様性は担保されており、削除すべきとの意見があり、最終的に下線部の削除を求める案に対して採決した。採決の結果賛成少数となった。

●第3条における冒頭の下線部の表現については変更しない。

##### ④第6条 市民参加及び市民との連携（市民参加）



組みを視察し、特別委員会として協議し合意を得たところである。特に、市長等に対し政策提言等を実施するに当たり、市民に対する政策の必要性、優先順位、財源も含めた実現性等について説得力をもって示さなければならないと考える。

- 各常任委員会の開催日程については、議会トップページに3日前に、レジメ及び関係資料については委員会開催前日（開庁日）の午後5時までには掲載することを原則とする（ホームページ改修のため来期からの予定）。
- 議会基本条例第12条第2項を第3項とし、「2 委員会は、政策提言及び政策立案に向けた積極的な取り組みを行うことにより、政策等の水準を高めるものとする。」と規定する（資料1 末尾に掲載）。
- 令和6年5月の市議会議員改選後においては、京丹後市議会の委員会年間計画（図表4）に基づいて委員会活動を能動的に実施する。
- 専門的知見を有する学識経験者等と意見交換をするなど、政策提言に向けた取り組みを積極的に行う。

京丹後市議会の委員会年間計画 図表4

年月	協議事項等	議会改選後及び役員改選の臨時会終了後	
令和6年度	5月	政策提言に向けた協議をスタート	
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 予算、決算シートの確認及び所管部局との意見交換を実施して課題抽出</li> <li>・ 政策テーマ決定に向けて関係団体及び市民への意見交換を実施</li> </ul>	
	8月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 政策テーマ決定</li> <li>・ 政策討論会議で意見交換</li> </ul>	
	10月	先進地視察の調整。専門的知見を有する学者等と意見交換	
	11月		
		有識者及び先進地視察の結果を踏まえ、提言に向けた協議	
1月	政策討論会議を実施し、各委員会の進捗状況などを確認		
令和7年度	4月	政策提言内容の素案を完成	
	5月	必要があれば再度関係するテーマについて、視察及び学者等との意見交換	
		担当部課等と意見交換を実施	随時
	7月	政策提言素案に対して、関係団体及び市民からの意見聴取	
	8月		
		政策提言に向けた最終調整	
	10月上旬	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 政策討論会議において各委員会の内容を確認し、議員間の意思の統一などを旨とする</li> <li>・ 提言内容の訂正が必要であれば、再度実施した後に執行部への提案</li> </ul>	
	10月	政策提言	
11月	政策提言		
2月	次年度予算等への反映状況の報告を求める		

※政策提言等についての具体的な書式については、奥州市議会「政策立案等に関するガイドライン」を参考にし、京丹後市議会バージョンとして検討してはどうか。

## (2) ICT 利活用について

### ①委員会等のオンライン開催・参加（機能強化）

新型コロナウイルス感染症による世界的な拡大が、地方議会の活動に大きな影響を与えることになった。令和2年4月に総務省は、「新型コロナウイルス感染症対策に係る地方公共団体における議会の委員会の開催について」という通知を出し、オンラインの方法による委員会開催が可能という見解を示した。全国市議会議長会においては、令和4年2月に「オンラインの方法による委員会の開催に伴う委員会条例等の改正に関する検討結果報告」が出されている。本市特別委員会においては、全国市議会議長会の参考条例に育児、介護、疾病、看護等の事由を開会方法の特例として追加する委員会条例・会議規則の改正案を示し、オンラインでの委員会開催等を進めることとした。具体的には、京丹後市議会委員会条例案（資料2 末尾に掲載）、京丹後市議会会議規則案（資料3 末尾に掲載）として新旧対照表を示す。

- 委員会の開催方法の特例として、委員会条例第15条の2を新設
- 委員長及び委員の除斥として、委員会条例第18条に第2項を新設
- 出席説明の要求として、委員会条例第21条に第2項を新設
- 公述人の決定について、委員会条例第25条に第3項を新設
- 代理人又は文書による意見の陳述について、委員会条例第28条に第2項を新設
- 参考人について、委員会条例第29条第3項を第4項とし第3項を新設
- 定足数に関する措置として、会議規則第91条の2を新設
- 委員外議員の発現として、会議規則第114条第3項を新設
- 不在委員について、会議規則第126条に「ただし…」以降の文書を追加
- 紹介議員の委員会出席について、会議規則第141条に第3項を新設
- 協議等の場の開催方法の特例については、会議規則第166条の2を新設

### ②委員会の映像公開について（情報公開）

京丹後市議会においては、庁舎スペース等の関係で、3常任委員会室を確保することが困難であった。そのことにより、委員会審査における動画配信ができていない状況であり、市民に対する情報公開に対して低い評価となっていた。令和6年度からの庁舎増築棟の建設に合わせて、現在の本庁舎においても大規模改修により、3階に3常任委員会室の設置ができることになった。動画配信についても執行部からも理解を得る状況にあることは中間報告で示したところである。また、予算決算常任委員会における分科会審査については、3分科会が同時に集中的に開催される現状である。

- 3常任委員会及び予算決算常任委員会における分科会審査について、同時開催時においても動画配信を実施する。その場合において委員会室の動画配信設備については、簡易的な設備で実施するものとする。

### (3) 議員定数について

議員定数については、地方分権の推進のなかで、合併時の定数30から24、22、そして、前回の市議会議員選挙において定数20に改正してきた。参考資料等については、全国市議会議長会における議員定数・報酬に係る資料、京丹後市における議員一人当たりの人口数や決算額等の推移等を参考資料として委員会に提出した。また、8月に実施した議会改革シンポジウムにおいて、来場した市民の声を把握する取り組みも実施した。そうした中で、議員定数については現状維持と1減の定数19とする2案に集約された。結論をださず両論併記との意見も出たが、多数の意見とならず委員会として採決し結論を出すことになった。また、議員定数が現状維持となり、あわせて議会選出の監査委員制度を継続する場合は、議長を除く委員会への割り振りについて、総務常任委員会に監査委員も含め定数7、その他の2つの委員会が定数6とすることが適当との意見が出された。

#### ①現状維持の定数20とする。

- 前回2名減らして、委員会運営が非常に制約されている状況となっている。来期に向け、委員会の活性化、政策提言を実施することを確認する中で減らすべきでない。
- 他自治体の議員定数は参考にはなるが、面積要件や財政状況等、さらにはまちの歴史等も勘案しなければならない。また、来期以降の二元代表制のもと、権能を発揮するための政策提言等を目指す中で方向を異にする。
- 議員定数22人と20人のどちらも経験した。人口減少の話もあったが、面積要件も含めて参考としなくてはならない。よって現状維持が妥当と考える。
- 人口減少だけを考えると定数19も妥当だが、来期に向けて委員会の取り組みを活性化し、市民のために政策提言を進める中では逆行した中身となる。

#### ②1減じて定数19とする。

- 市議会議長会のデータを見ると人口が同程度でも、定数が京丹後市より少ないところも多い。人口5万1000人で定数20は少し削ってもいい。また、1人減になった報酬を財源として議員報酬を増やすべき。

#### ●京丹後市議会議員定数については、現状の20とする。

### (4) 議員報酬について

市議会議員報酬については、合併時に議員報酬月額38万円となっていた。その後、リーマンショックや東日本大震災等における社会情勢等を勘案して、時限的な報酬減額を複数回実施してきたところである。令和2年の市議会議員選挙の改選時においては、京丹後市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の本則を改正して、議員報酬月額36万円に減額改正した。特別委員会における協議検討の過程では、現状維持のほか、議員定数の減や政務活動費の支給を廃止して議員報酬増額を求める意見もあったが、最終段階で財源議論はなくなった。また、「議員報酬が低く議会

へ多様な人の参画を求めにくい状況である。」あるいは、「来期に向けて常任委員会の政策提言等により、活動が活発になるので委員長及び副委員長の報酬月額を増額すべき」との意見があった。逆に、「京丹後市民の平均所得との乖離が大きく減額を求める」意見もあった。委員会として協議調整に時間を要したが、ひとつの結論は困難であり採決を求める意見により、採決を実施することとした。採決については2段階とし、最初に議員の報酬月額について採決し、その決定内容を前提に委員長等の報酬月額の加算等について採決した。

①議員報酬月額33万円に減額

○京丹後市の財政状況は非常に厳しい見通しである。将来負担比率について京都府下の自治体でワースト3位である。市長等の特別職もカットを実施しており、市長の10%と同率程度に削減すべき。

②議員報酬月額38万円に増額

○4年前に2万円削減された。地方自治の一翼を担う議会議員の処遇として低劣である。若い世代や女性が議員になるリスクを考えると、非常に不安定で子育てや教育費もかさみ多様な議員を輩出できる環境としては悪い。まず38万円に戻すべき。

●議員報酬月額は36万円の現状維持と決定した。

その後、決定した議員報酬月額36万円を前提に、委員長の報酬月額の加算等について採決を実施した。

③常任委員長報酬月額37万円、副委員長36万5千円に増額

○事務局から提出のあった資料においても加算をしているところは1万円が多いことを参考にしている。来期から3常任委員会への積極的な活動を展開し、政策提言に結び付けていくための一定の保証が必要である。

○過去に委員長を務めたが一般の議員との事務負担等がどの程度多いかを定量的に示すことは難しいが、経験者であれば実感できることである。また、一般議員並みに平準化することは議員報酬全体の引き下げにつながりかねないと危惧する。

④常任委員長報酬月額を廃止し36万円に減額

○近隣市の議会においては委員長加算を付けていない。京丹後市議会だけ委員長加算がついている現状は、市民から理解が得られない。この部分も含めての議員報酬だと考える。

●常任委員長の報酬月額については、36万5千円の現状維持と決定した。

(5) 政務活動費について

平成27年4月から施行された政務活動費の交付に関する条例については施行後8年が経過した。前期の議会改革特別委員会の令和2年2月の最終報告書に「報酬審

議会の答申にあった附帯意見及び市民アンケート等を踏まえ、議員の政務活動の見える化を図るため、より使いやすくなるよう運用の拡充について改めて検討する必要がある。」との報告も認識して協議してきた。政務活動における公費支給月額1万5千円、前・後期に分けた完全後払制度、対象となる経費の案分を認めない運用の維持等について、変更しないことを確認した。その上で、政務活動費における別表の中の「広報費」について無会派議員に支給を認めないのは不公平であるとの問題提起があり協議を進めた。最終的には、委員から採決をすべきとの意見が複数あり採決を実施した。2つの案について考え方を示す。

①今まで通り会派についてのみ広報費に係る支出を認める。

○一定しっかりと公平性が担保されている。無会派だから認められないとの考えは、政務活動費の調査特別委員会で整理されてきた。また広報費への使用が認められなくなると市民に対し、政務活動費を利用した活動に対し知る権利をなくすることに繋がる。

○今回の広報費の利用については、選挙活動等にならないような基準を明確に定めたことで大きく前進したと認識する。無会派には認めないということを含めて、いままでとおなじ運用を求める。

②会派及び無会派議員に広報費の支出を認めない。

○無会派議員にも広報費を認めるべきと言っていたが、どちらも対象外とする。無会派の個人に認めないのは公平性を明らかに損なうと考える。

○一番大きいのはグレーな部分があるということ。会派で出す場合は選挙活動にならず、個人で出す場合は選挙活動になる可能性があるとの考えは矛盾している。グレーな部分を排除するとの考えがある以上なくすべきである。

●政務活動費の交付に関する条例において、政務活動費の対象となる経費については、第5条に「政務活動費は、別表に定める経費を対象とする。」とあるが、別表において5項目の支出を認めてきたが、別表における項目の広報費及び政務活動費の対象となる経費に掛かる表現を削除する（資料4 末尾に記載）。

#### 4 調査検討経過

中間報告における委員会検討経過については第17回の委員会まで示したが、最初の議会改革検討委員会が昨年9月の本会議において設置承認され、直ちに本会議を休憩し第1回の特別委員会を開催し、正副委員長の互選を実施している。よって、中間報告における委員会の開催回数は18回となり、中間報告書における開催回数についてはひとつずつ大きな数字になることを付け加える。

(1) 第19回委員会（6月28日）

- ①議会改革シンポジウム開催と先進地視察について
- ②政務活動費における使途基準について

- ③議員報酬・定数について意見交換
- ④特別委員会の中間報告に係る委員会外議員との意見交換

(2) 第20回委員会（7月10日）

- ①議会改革シンポジウム開催と先進地視察について
- ②中間報告の確認について
- ③政務活動費、定数・報酬について

(3) 第21回委員会（7月24日）

- ①議会改革シンポジウム開催と先進地視察（丹波市の文書質問）について
- ②政務活動費について

(4) 先進地視察（8月8日～9日）

- ①掛川市議会（議会からの政策提言等について）
- ②茅ヶ崎市議会（議会からの政策提言等について）

(5) 第22回委員会（8月21日）

- ①議会改革シンポジウム開催の最終確認
- ②先進地視察（丹波市の文書質問）に対する意見交換及び報告書の確認

(6) 京丹後市議会「議会改革シンポジウム」開催（8月22日）

- ①基調講演「市民により身近な議会とは？」
- ②パネルディスカッション「議会改革の今後の取り組み」

(7) 第23回委員会（9月11日）

- ①議会改革シンポジウムに対する意見交換
- ②議会改革基本条例の見直しについて

(8) 第24回委員会（9月26日）

- ①議会基本条例の見直しについて
- ②常任委員会における年間活動計画について
- ③議員定数及び報酬について

(9) 第25回委員会（10月2日）

- ①議会基本条例の運用基準について
- ②議員定数・報酬について

(10) 第26回委員会(10月11日)

- ①議会基本条例の見直しに係る逐条解説について
- ②常任委員会のオンライン開催について
- ③議員定数・報酬について

(11) 第27回委員会(10月24日)

- ①常任委員会のオンライン開催について
- ②議員定数・報酬について

(12) 第28回委員会(11月16日)

- ①議員報酬について

## 5 参考資料

- ①議会基本条例(案)の新旧対照表・・・・・・・・・・資料1  
※改正に伴う逐条解説も掲載
- ②委員会条例(案)の新旧対照表・・・・・・・・・・資料2
- ③市議会会議規則(案)の新旧対照表・・・・・・・・・・資料3
- ④政務活動費の交付に関する条例(案)の新旧対照表・・・・資料4

京丹後市議会基本条例(平成19年条例第55号)新旧対照表

現行	改正案
○京丹後市議会基本条例	○京丹後市議会基本条例
平成19年12月21日 条例第55号	平成19年12月21日 条例第55号
(議会の活動原則)	(議会の活動原則)
第2条 議会は、市民を代表する議員で構成する議事機関であることを常に自覚し、公正性、透明性及び信頼性を重視して、市長等執行機関の市政運営状況を監視及び評価するものとする。	第2条 議会は、市民を代表する議員で構成する議事機関であることを常に自覚し、公正性、透明性及び信頼性を重視して、市長等執行機関の市政運営状況を監視及び評価するものとする。
2 議会は、市民の多様な意見を把握して市政に反映させるために、市民参加の機会拡充を図り、 <u>政策提言及び政策立案の強化に努めることにより</u> 、市民とともにまちづくりの活動に取り組むものとする。	2 <u>議会は、積極的な政策提言及び政策立案に努めるものとする。</u>
3 議会は、市民に開かれた議会を目指して情報公開に取り組み、市民に対して議会の議決又は運営についてその経緯、理由等の説明責任を果たすものとする。	3 議会は、市民の多様な意見を把握して市政に反映させるために、市民参加の機会拡充を図り、 <u>市民とともにまちづくりの活動に取り組むものとする。</u>
4 議会は、市民にわかりやすい議会運営を行うために、議会運営にかかわる条例、規則、申し合わせ事項を継続的に見直し、議会の信頼性を高めるため、不断の改革に努めるものとする。	4 議会は、市民に開かれた議会を目指して情報公開に取り組み、市民に対して議会の議決又は運営についてその経緯、理由等の説明責任を果たすものとする。
5 議会は、市民の議会への関心が高まるように、わかりやすい視点、方法等で議会運営に努めるものとする。	5 議会は、市民にわかりやすい議会運営を行うために、議会運営にかかわる条例、規則、申し合わせ事項を継続的に見直し、議会の信頼性を高めるため、不断の改革に努めるものとする。
6 議会は、市民の議会への関心が高まるように、わかりやすい視点、方法等で議会運営に努めるものとする。	6 議会は、市民の議会への関心が高まるように、わかりやすい視点、方法等で議会運営に努めるものとする。
(委員会の適切な運営)	(委員会の適切な運営)
第12条 委員会は、社会経済情勢等により新たに生じる行政課題等に迅速かつ的確に対応するため、委員会の専門性と特性を活かした運営に努めるものとする。	第12条 委員会は、社会経済情勢等により新たに生じる行政課題等に迅速かつ的確に対応するため、委員会の専門性と特性を活かした運営に努めるものとする。

現行	改正案
<p><u>2</u> 委員会は所管する事務等について、市民に審査の経過等を説明するとともに、市民との意見交換をするための懇談会等を積極的に行うよう努めるものとする。</p>	<p><u>2</u> <u>委員会は、政策提言及び政策立案に向けた積極的な取り組みを行うことにより、政策等の水準を高めるものとする。</u></p> <p><u>3</u> 委員会は所管する事務等について、市民に審査の経過等を説明するとともに、市民との意見交換をするための懇談会等を積極的に行うよう努めるものとする。</p>
	<p><u>附 則</u></p>
	<p><u>この条例は、令和〇年〇月〇日から施行する。</u></p>

議会基本条例(解説付き) (京丹後市議会平成 19 年 12 月条例第 55 号)新旧対照表

現行	改正 (案)
(議会の活動原則)	
第 2 条 (略)	第 2 条 (略)
<p>2 議会は、市民の多様な意見を把握して市政に反映させるために、市民参加の機会拡充を図り、<u>政策提言及び政策立案の強化に努めることにより</u>、市民とともにまちづくりの活動に取り組むものとする。</p>	<p>2 <u>議会は、積極的な政策提言及び政策立案に努めるものとする。</u></p> <p>3 議会は、市民の多様な意見を把握して市政に反映させるために、市民参加の機会拡充を図り、<u>市民とともにまちづくりの活動に取り組むものとする。</u></p>
3 (略)	4 (略)
4 (略)	5 (略)
5 (略)	6 (略)
<p>『解説』</p> <p>1 議会は、市民の代表機関であることを自覚し、執行機関が行う市政運営をチェックすることを定めています。</p> <p>2 <u>議会は、市民の多様な意見を把握して、政策立案に取り組むことを定めています。</u></p> <p>3 議会の情報公開と説明責任を定めています。</p> <p>4 市民にわかりやすい議会運営のために、会議規則等を継続的に見直すことを定めています。</p> <p>5 市民の議会への関心が高まるような議会運営に努めることを定めています。</p>	<p>『解説』</p> <p>1 議会は、市民の代表機関であることを自覚し、執行機関が行う市政運営をチェックすることを定めています。</p> <p>2 <u>議会は、監視・評価にとどまらず、議会自らも独自の政策提言や政策立案に取り組むことを定めています。</u></p> <p>3 <u>議会は、二元代表制の下、市民の多様な意見等を的確に把握することに努めることを定めています。</u></p> <p>4 議会の情報公開と説明責任を定めています。</p> <p>5 市民にわかりやすい議会運営のために、会議規則等を継続的に見直すことを定めています。</p> <p>6 市民の議会への関心が高まるような議会運営に努めることを定めています。</p>

現行	改正（案）
(委員会の適切な運営)	
第 12 条 （略）	第 12 条 （略）
(新設)	<u>2 委員会は、政策提言及び政策立案に向けた積極的な取り組みを行うことにより、政策等の水準を高めるものとする。</u>
<u>2</u> （略）	<u>3</u> （略）
<p>『解説』</p> <p>1 新たに生じる行政課題等に対し、委員会の持つ専門性を活かして、市民にわかりやく対応することを定めています。</p> <p><u>2</u> 委員会は積極的に懇談会等を開催し、市民との意見交換を行うことを定めています。</p>	<p>『解説』</p> <p>1 新たに生じる行政課題等に対し、委員会の持つ専門性を活かして、市民にわかりやく対応することを定めています。</p> <p><u>2 委員会は、議員相互間の自由討議を推進することで、市の政策の改善や水準向上を図ることを定めています。</u></p> <p><u>3</u> 委員会は積極的に懇談会等を開催し、市民との意見交換を行うことを定めています。</p>

## 京丹後市議会委員会条例(平成16年条例第230号)新旧対照表

現行	改正案
○京丹後市議会委員会条例	○京丹後市議会委員会条例
平成16年6月2日 条例第230号	平成16年6月2日 条例第230号
(招集)	(招集)
第15条 委員会は、委員長が招集する。	第15条 委員会は、委員長が招集する。
2 委員の定数の半数以上の者から審査又は調査をすべき事件を示して招集の請求があったときは、委員長は、委員会を招集しなければならない。	2 委員の定数の半数以上の者から審査又は調査をすべき事件を示して招集の請求があったときは、委員長は、委員会を招集しなければならない。
(新設)	(委員会の開会方法の特例)
	<u>第15条の2 委員長は、災害等の発生、感染症のまん延防止等及び育児、介護、疾病、看護等のやむを得ない事由により委員が委員会の開会場所に参集することが困難と認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法(以下「オンラインによる方法」という。)で委員会を開くことができる。ただし、第20条第1項の秘密会は、この限りでない。</u>
	<u>2 前項の規定により開く委員会において、参集できる委員は参集し、オンラインによる方法で出席を希望する委員は、あらかじめ委員長に届け出なければならない。</u>
	<u>3 前項の規定による届出をして、委員会に出席した委員は、委員会に出席したものとみなして、この条例の規定を適用する。</u>
	<u>4 オンラインによる方法での委員会の開会方法その他必要な事項は、議長が別に定める。</u>
(委員長及び委員の除斥)	(委員長及び委員の除斥)
第18条 委員長及び委員は、自己若しくは父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹の一身上に関する事件又は自己若しくはこれらの	第18条 委員長及び委員は、自己若しくは父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹の一身上に関する事件又は自己若しくはこれらの

現行	改正案
者の従事する業務に直接の利害関係のある事件については、その議事に参与することができない。ただし、委員会の同意があったときは、会議に出席し、発言することができる。	者の従事する業務に直接の利害関係のある事件については、その議事に参与することができない。ただし、委員会の同意があったときは、会議に出席し、発言することができる。
(新設)	<u>2 前項の委員長又は委員が、第15条の2第2項の規定による届出をして、委員会に出席しているときは、当該委員長又は委員は、前項ただし書の規定による発言をオンラインによる方法で行うことができる。</u>
(出席説明の要求)	(出席説明の要求)
第21条 委員会は、審査又は調査のため、市長、教育委員会の教育長、選挙管理委員会の委員長、公平委員会の委員長、農業委員会の会長及び監査委員その他法令又は条例に基づく委員会の代表者又は委員並びにその委任又は囑託を受けた者に対し、説明のため出席を求めようとするときは、議長を経てしなければならない。	第21条 委員会は、審査又は調査のため、市長、教育委員会の教育長、選挙管理委員会の委員長、公平委員会の委員長、農業委員会の会長及び監査委員その他法令又は条例に基づく委員会の代表者又は委員並びにその委任又は囑託を受けた者に対し、説明のため出席を求めようとするときは、議長を経てなければならない。
(新設)	<u>2 前項の規定により出席を求められた者は、オンラインによる方法で出席するときは、議長を経て、委員会にその旨を申し出なければならない。</u>
(公述人の決定)	(公述人の決定)
第25条 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験者等(以下「公述人」という。)は、前条の規定によりあらかじめ申し出た者及びその他の者の中から、委員会において定め、議長を経て、本人にその旨を通知する。	第25条 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験者等(以下「公述人」という。)は、前条の規定によりあらかじめ申し出た者及びその他の者の中から、委員会において定め、議長を経て、本人にその旨を通知する。
2 あらかじめ申し出た者の中に、その案件に対して、賛成者及び反対者があるときは、一方に偏らないように公述人を選ばなければならない。	2 あらかじめ申し出た者の中に、その案件に対して、賛成者及び反対者があるときは、一方に偏らないように公述人を選ばなければならない。
(新設)	<u>3 公述人は、オンラインによる方法で公聴会に出席することができる。</u>
(代理人又は文書による意見の陳述)	(代理人又は文書による意見の陳述)
第28条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書で意見を提示することができない。ただし、委員会が特に許可した場合は、この限り	第28条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書で意見を提示することができない。ただし、委員会が特に許可した場合は、この限り

現行	改正案
でない。	でない。
(新設)	<u>2 前項ただし書は、オンラインによる方法で出席する公述人には準用しない。</u>
(参考人)	(参考人)
第29条 委員会が参考人の出席を求めるときは、議長を経なければならない。	第29条 委員会が参考人の出席を求めるときは、議長を経なければならない。
2 前項の場合において、議長は、参考人にその日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を通知しなければならない。	2 前項の場合において、議長は、参考人にその日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を通知しなければならない。
(新設)	<u>3 参考人は、オンラインによる方法で委員会に出席することができる。</u>
<u>3</u> 参考人については、前3条の規定を準用する。	<u>4</u> 参考人については、前3条の規定を準用する。
	<u>附 則</u>
	<u>この条例は、令和〇年〇月〇日から施行する。</u>

京丹後市議会会議規則(平成16年議会規則第1号)新旧対照表

現行	改正案
○京丹後市議会会議規則	○京丹後市議会会議規則
平成16年6月2日 議会規則第1号	平成16年6月2日 議会規則第1号
(付託事件を議題とする時期)	(付託事件を議題とする時期)
第38条 委員会に付託した事件は、 <u>第100条</u> の規定による報告書の提出を まけて議題とする。	第38条 委員会に付託した事件は、 <u>第107条</u> の規定による報告書の提出を まけて議題とする。
(定足数に関する措置)	(定足数に関する措置)
第91条 開議時刻後相当の時間を経ても、なお出席委員が定足数に達し ないときは、委員長は、散会を宣告することができる。	第91条 開議時刻後相当の時間を経ても、なお出席委員が定足数に達し ないときは、委員長は、散会を宣告することができる。
2 会議中定足数を欠くに至るおそれがあると認めるときは、委員長は、 委員の退席を制止し、又は会議室外の委員に出席を求めることができ る。	2 会議中定足数を欠くに至るおそれがあると認めるときは、委員長は、 委員の退席を制止し、又は会議室外の委員に出席を求めることができ る。
3 会議中定足数を欠くに至ったときは、委員長は、休憩又は散会を宣告 する。	3 会議中定足数を欠くに至ったときは、委員長は、休憩又は散会を宣告 する。
(新設)	(出席委員に関する措置)
	<u>第91条の2 この章における出席委員には、法第109条第9項の規定に基づ く条例の規定により、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に 認識しながら通話をすることができる方法（以下「オンラインによる 方法」という。）で委員会に出席した委員を含む。</u>
(委員外議員の発言)	(委員外議員の発言)
第114条 委員会は、審査又は調査中の事件について、必要があると認め るときは、委員でない議員に対し、その出席を求めて説明又は意見を 聴くことができる。	第114条 委員会は、審査又は調査中の事件について、必要があると認め るときは、委員でない議員に対し、その出席を求めて説明又は意見を 聴くことができる。
2 委員会は、委員でない議員から発言の申出があったときは、その許否	2 委員会は、委員でない議員から発言の申出があったときは、その許否

現行	改正案
を決める。	を決める。
(新設)	<u>3 前2項の場合において、法第109条第9項の規定に基づく条例の規定により、委員会がオンラインによる方法で開かれているときは、委員でない議員は、オンラインによる方法で当該委員会に出席することができる。</u>
(不在委員)	(不在委員)
第126条 表決を行う宣告の際、会議室にいない委員は、表決に加わることができない。	第126条 表決を行う宣告の際、会議室にいない委員は、表決に加わることができない。 <u>ただし、法第109条第9項の規定に基づく条例の規定により、オンラインによる方法で出席している委員は、この限りでない。</u>
(紹介議員の委員会出席)	(紹介議員の委員会出席)
第141条 委員会は、審査のため必要があると認めるときは、紹介議員の説明を求めることができる。	第141条 委員会は、審査のため必要があると認めるときは、紹介議員の説明を求めることができる。
2 紹介議員は、前項の規定による要求があったときは、これに応じなければならない。	2 紹介議員は、前項の規定による要求があったときは、これに応じなければならない。
(新設)	<u>3 前項の場合において、法第109条第9項の規定に基づく条例の規定により、委員会がオンラインによる方法で開かれているときは、紹介議員は、オンラインによる方法で委員会に出席することができる。</u>
(協議又は調整を行うための場)	(協議又は調整を行うための場)
第166条 法第100条第12項の規定による議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場(以下「協議等の場」という。)を別表のとおり設ける。	第166条 法第100条第12項の規定による議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場(以下「協議等の場」という。)を別表のとおり設ける。
2 前項で定めるもののほか、協議等の場を臨時に設けようとするときは、議会の議決でこれを決定する。	2 前項で定めるもののほか、協議等の場を臨時に設けようとするときは、議会の議決でこれを決定する。
3 前項の規定により、協議等の場を設けるに当たっては、名称、目的、構成員、招集権者及び期間を明らかにしなければならない。	3 前項の規定により、協議等の場を設けるに当たっては、名称、目的、構成員、招集権者及び期間を明らかにしなければならない。

現行	改正案
4 協議等の場の運営その他必要な事項は、議長が別に定める。	4 協議等の場の運営その他必要な事項は、議長が別に定める。
(新設)	<u>(協議等の場の開催方法の特例)</u>
	<u>第166条の2 前条の協議等の場については、災害等の発生、感染症のまん延防止等及び育児、介護、疾病、看護等のやむを得ない事由により、その構成員が開会場所に参集することが困難と招集権者が認めるときは、オンラインによる方法で協議等の場を開くことができる。</u>
	<u>附 則</u>
	<u>この規則は、令和〇年〇月〇日から施行する。</u>

